

寿 議 号
令和 3 年 3 月 8 日

梶 谷 和 幸 様

寿都町議会議長 小 西 正 尚



審査請求に対する裁決について（通知）

令和 3 年 1 月 6 日付けで提起された公文書の非開示決定に係る審査請求については、令和 3 年 3 月 8 日付けで裁決したので、裁決書の謄本を送付します。

記

1 裁決書 1 部

2 担当課 寿都町議会事務局
電話 0136-62-2511 (内線 71)

裁 決 書

審査請求人

寿都郡寿都町字磯谷町鮫取澗 123 番地
槌 谷 和 幸 様

上記審査請求人から令和3年1月6日付けで提起のあった寿都町情報公開条例（以下「条例」という。）第13条第3項の規定に基づく公文書の開示しない旨の決定処分に係る審査請求に対して、次のとおり裁決します。

主 文

本件審査請求を棄却します。

理 由

1 本件の経過

令和2年11月12日、公文書開示請求書の提出あり受理する。

令和2年11月24日、公文書非開示決定通知書を送付する。

令和3年1月6日、審査請求書の提出あり受理する。

令和3年1月12日、寿都町情報公開審査会へ諮詢する。

2 審査請求人の主張

審査請求人の請求の要旨は、寿都町議会議長（以下「実施機関」という。）が、令和2年11月24日付け公文書非開示決定通知書（寿議号）で審査請求人に対して通知した「公文書非開示決定処分」の取り消しを求めるというものであって、その理由として、次のとおり主張しました。

（1） 条例が町民の知る権利の保障を目的としていること

寿都町情報公開条例（以下「条例」という）1条は、条例制定の目的として、「町政に対する町民の知る権利を保障し、公文書の開示を請求する権利その他情報公開の推進に関し必要な事項を定めることにより、町の諸活動を町民に説明する責任を全うし、もつて町民参加による開かれた公正な町政の推進に資すること」を掲げている。

知る権利は、憲法21条が保障する表現の自由の前提として、国

家・公共団体への情報の独占に対して国家・公共団体への情報開示を求める権利として理解される。そして、条例は、寿都町の町政に関して、町民の知る権利を具体化に保障するために制定されたものである。

(2) 条例が公文書を原則開示としていること

そして、条例7条は、情報公開請求があったときは、当該請求にかかる公文書を「原則として開示しなければならない」と規定しており、原則は開示であり、非開示とできるのは条例8条、9条各号所定の事由が存在する場合に限られるとしている。このことは、条例が町民の知る権利の保障のためのものであり、町民は、町政に関する情報については原則としてその開示を求め、情報にアクセスできる権利があることを踏まえたものになっている。

(3) 本件非開示の理由

実施機関は、審査請求人の公開請求に係る、①平成31年1月から令和2年11月に行われた寿都町議会の全員協議会の配布資料、議事録、録音資料の全て、②寿都町議会の全員協議会の議事録が非公開だという「取り決め」の存在・内容がわかる文書（以下「本件各公文書」という）を非開示とした理由として、「全員協議会には地方自治法上の会議公開の原則が適用されず、本議会においては非公開として取り決めされている」ため、条例8条2号に該当し、本件各公文書が開示してはならない公文書であるとしている。

条例8条2号は、「法令等の規定により開示することができないと明文で規定され、又は当該法令等の解釈上その旨が明らかである情報」を開示できない公文書の一つとして挙げている。

実施機関の令和2年11月24日付公文書非開示決定は、条例8条第2号を理由としているのだから、実施機関としては、審査請求人の請求にかかる本件各公文書が条例8条2号に該当することを、相応の資料に基づいて示す必要がある。

(4) 本件各公文書は条例8条2号に該当しないこと

ア 寿都町議会の全員協議会は、地方自治法100条12項の「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」として設置されている（寿都町議会会議規則126条）。

まず、条例8条2号前段の「法令等の規定により開示することができないと明文で規定され（ている情報）」に該当するかについて検討する。

この点、地方自治法上も、寿都町議会会議規則上も、全員協議

会の配布資料、議事録、録音資料が開示できないとする明文の規定は見いだせない。また、審査請求人は、「寿都町議会の全員協議会の議事録が非公開だという「取り決め」の存在・内容がわかる文書」についても開示請求を行ったが、本件非開示は、その「取り決め」すら開示しないというものである。実施機関においては、全員協議会の議事録を非公開とするという法令の規定または明文の「取り決め」の存在を明確に示せるのでなければ、条例の定める公文書原則開示の例外に当たることを相応の資料に基づいて示していることにはならない。

イ 実施機関は、令和元年12月9日に、令和元年12月4日に開示請求のあった公文書「令和元年11月20日開催の全員協議会要点記録」について開示決定を行っている。「取り決め」が存在するのであれば、この公文書が公開されることはなかったはずである。

そこで、実施機関の主張する、全員協議会を非公開とする「取り決め」の存在について、複数の町議會議員に確認した。すると、その「取り決め」は決定されたものではなく、明文化されていないとの教示があった。また、全員協議会の議事録についても非公開の取り決めは存在せず、現在、規定作成のための協議中であるとの教示があった。

今後、「取り決め」を作成するとしても、審査請求人が情報公開請求を行った時点では、明文化された「取り決め」は存在しないのである。実施機関は「取り決め」を根拠に非開示を決定したが、寿都町情報公開条例の言う「法令等の規定により開示することができないと明文で規定され」た「取り決め」は存在しないのであるから、非開示決定は根拠がない。

ウ 次に、実施機関は「取り決め」の存在を理由としているので、条例8条2号後段の「当該法令等の解釈上その旨（引用注：開示することができない旨）が明らかである情報」に該当するという立場には立っていないものと理解されるが、念のため付言すると、地方自治法100条12項の解釈としても、寿都町議会会議規則126条の解釈としても、全員協議会の配布資料、議事録、録音資料が開示できないものであるとの解釈が明らかとは言えない。

全国市議会議長会 都市行政問題研究会の「情報公開と市議会に関する調査研究報告書」（平成12年2月）でも、全員協議会を公開とすることが望ましい場合があること、全員協議会につい

ては、議会の活動として、記録もとることが望ましいこと、その記録については、可能な限り公開を行うことが望ましいことを指摘している。

他の自治体に目を転じると、例えば、北海道別海町、清水町、岩手県奥州市、東京都杉並区、国立市、栃木県矢板市、愛知県犬山市、半田市、長久手市、長野県南箕輪村、京都府京丹後市など、多くの自治体が全員協議会の議事録や議事要旨を公開している（上記はごく一例であり、調べればもっと多くの自治体が見つかるものと考えられる）。このことから、全員協議会の性質上、非公開が当然であるとは到底言い得ない。

エ 以上より、本件各公文書は条例8条2号のいずれの要件に該当しないのであり、原則に立ち返って開示しなければならない。

(5) 原子力における「公開」原則からも、本件各文書を開示すべきであること

審査請求人が寿都町議会の全員協議会に関する公文書の開示を求めるのは、今、寿都町を大きく揺るがしている高レベル放射性廃棄物の最終処分場に関する文献調査への応募の問題がきっかけである。

「原子力基本法」の第2条には、「原子力利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれをを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。」とある。これは「原子力3原則」と呼ばれ、日本の原子力研究・開発・利用においては、民主・自主・公開の3つを守らなくてはならないという規定である。

寿都町議会の全員協議会が非公開と取り決めていたとしても、そこで議論されている内容が原子力に関わるときには「原子力3原則」に従わなくてはならない。

平成31年1月から令和2年1月に行われた全員協議会においては、原子力政策のひとつである高レベル放射性廃棄物最終処分場に関する議論が行われたことはすでに明らかになってい。本件開示請求にかかる全員協議会の議事録の一部については、NHKの報道でその内容がある程度明らかにされており、何らかのルートで議事録が外部に公開されていることは明らかである。実施機関は、全員協議会の議事録については非公開とする「取り決め」が存在するというが、もしそうだとすれば、なぜNHKが入手するに至ったのか、実施機関は町民に対して説明すべきであ

るし、NHKの記者は知ることができても町民が知ることができないという道理はない。町民としては、NHKによる報道内容の真偽を確認するためにも、実際の議事録等の公開を受けて検証することが、知る権利との関係でも重要である。

実施機関としては、「原子力3原則」のひとつである「公開」原則を守り、全員協議会の議事録等を開示しなくてはならない。

3 実施機関の判断

(1) 実施機関は、条例第19条第3項の規定により、令和3年1月12日に、本件審査請求について、寿都町情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問しました。

(2) 令和3年3月5日付で示された本件審査請求に対する審査会の判断は次のとおりです。

① 本件請求について

本件請求は、平成31年1月から令和2年11月に行われた寿都町議会の全員協議会の配布資料、議事録、録音資料の全ての公文書と寿都町議会の全員協議会の議事録が非公開だという「取り決め」の存在・内容が分かる公文書の開示を求めるというものである。

② 本件処分について

ア 実施機関は、本件請求に関して、条例第8条第2号に該当（全員協議会には地方自治法上の会議公開の原則が適用されず、本議会においては非公開として取り決めしているため）とし、非開示であるとして本件処分を行った。

イ 以上のことからすると、寿都町議会全員協議会の配布資料及び議事録は、寿都町議会の取り決めとして非公開で行うこととしている全員協議会の記録である。

また、全員協議会には、地方自治法上の会議公開の原則が適用されないことを踏まえると実施機関の処分は、妥当である。

よって、実施機関が行った令和2年11月24日付け寿議号による公文書非開示決定処分は妥当である。

(3) よって、審査会の答申を尊重して主文のとおり裁決します。

令和3年3月8日

寿都郡寿都町議会議長 小 西 正 尚

令和3年 3月 8日 上記原本により謄写する

寿都町議会議長 小西正尚



教 示

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、寿都町を被告として（訴訟において代表者は寿都町議会議長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、寿都町を被告として（訴訟において代表者は寿都町議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

